10　長期信用銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社（第一項各号に掲げる会社又は特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。次項及び第二十七条第六号において同じ。）を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

第十七条中「第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社」を「子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社」に、「並びにその子会社である長期信用銀行、第十六条の四第一項各号に掲げる会社及び特例子会社対象会社」を「及びその子会社」に、「、銀行代理業者」を「、認定銀行持株会社に係るものにあつては認定長期信用銀行持株会社について、銀行代理業者」に改める。

第十七条の二中「第二条第十四項」の下に「（定義）」を加え、「、書面」を「、書面等」に改め、「（書面による解除）」を削り、「（同法第三十四条」の下に「（特定投資家への告知義務）」を加える。

第十九条第一項中「又は承認」を「、承認又は認定」に改める。

第二十条第二項中「第十六条の四第六項若しくは第七項ただし書」を「第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

第二十一条中「又は」を「、認定又は」に改める。

第二十七条第四号中「第十三条の二第九項」を「第十三条の二第六項」に改め、「同項に規定する」を削り、「又は同条第十一項」を「（同条第一項第十五号に掲げる会社（同条第六項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、第十三条の二第九項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第九項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十五項」に、「同条第九項の」を「同条第六項の」に改め、「同条第九項に規定する」を削り、「とき。」を「とき若しくは同項第十五号に掲げる会社（同条第十五項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき又は同条第十八項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同条第六号中「第十六条の四第六項」を「第十六条の四第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、「若しくは同条第八項」を「（同条第一項第十四号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、第十六条の四第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十二項」に、「同条第六項の」を「同条第三項の」に改め、「同条第六項に規定する」を削り、「又は第十六条の四の二第六項」を「若しくは同項第十四号に掲げる会社（同条第十二項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、「同項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同条第四項ただし書の」に、「同項の」を「同項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項」に、「同項に規定する」を「とき又は同条第八項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としたとき（同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）。」に改め、同条第七号中「第十三条の二第九項（同条第十一項」を「第十三条の二第六項（同条第九項又は第十五項」に、「含む。）」を「含む。）、第十項、第十三項、第十六項若しくは第十八項」に、「第十六条の四第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を「第十六条の四第三項（同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。）、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「）の規定」を「）若しくは第七項の規定」に、「認可」を「認可、承認又は認定」に改め、同条第十四号の三中「業務」の下に「（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第九条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の六」に改める。

第十三条第三項ただし書中「（総会招集の手続）」を削り、同条第五項中「当該」を「これらの」に改め、「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。）」を削り、「、代議員」を「、当該代議員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　会員は、前項の規定によるほか、定款の定めるところにより、第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。）によつて議決権を行使することができる。

5　前項の規定により議決権を行使する会員は、総会における出席した代議員とみなす。

第十三条に次の一項を加える。

8　会員の書面による議決権の行使については会社法第三百十一条（第二項を除く。）（書面による議決権の行使）の規定を、会員の電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二条（第三項を除く。）（電磁的方法による議決権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは、「労働金庫法第四十九条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条第五項中「この条及び第五章の二」を「この項、次項、第五章の二並びに第百一条第一項第十八号の二及び第十八号の五」に改め、同条第六項中「又は第百四十八条第一項」を「（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）又は第百四十八条第一項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）」に改める。